

子ども・子育て支援対策調査 特別委員会情報連絡

令和7年4月24日

情報連絡事項

頁

(教育指導部) なし

(学校運営部) なし

(子ども家庭部)

- (1) 令和6年度私立認可保育所、私立幼稚園・認定こども園及び認可外保育施設
に対する指導検査の実施結果について・・・・・・・・・・ 2
- (2) 令和6年度保育従事者等永年勤続褒賞の贈呈について・・・・・・・・ 5
- (3) 学童保育室の整備予定について・・・・・・・・・・ 6

(教 育 委 員 会)

子ども・子育て支援対策調査特別委員会情報連絡

令和7年4月24日

件名	令和6年度私立認可保育所、私立幼稚園・認定こども園及び認可外保育施設に対する指導検査の実施結果について			
所管部課名	子ども家庭部 子ども施設指導・支援課 私立保育園課、幼稚園・地域保育課			
内容	1 検査の概要			
		私立認可保育所	私立幼稚園・認定こども園	認可外保育施設
	実施期間	8月26日～1月30日	11月12日～11月22日	10月16日～10月23日
	実施対象数 (全対象数)	58施設 (113施設)	8園 (21園)	2施設 (4施設)
	文書指摘件数 (3月31日現在改善件数)	22件 (19件)	5件 (3件)	0件 (0件)
	口頭指導件数 (3月31日現在改善件数)	67件 (34件)	11件 (2件)	0件 (0件)
	※ 文書指摘は根拠法等に違反する事項に適用			
	※ 口頭指導は根拠法以外の法令等に違反する事項に適用			
	※ 文書指摘は私立認可保育所、私立幼稚園・認定こども園は指導検査結果通知到達後30日、認可外保育施設は60日以内に改善報告書で確認し、口頭指導は巡回訪問等により、通知到達後概ね30日以内に確認を行う。			
	2 文書指摘・口頭指導延べ件数の前年度比較			
私立認可保育所 件 ■ 令和5年度 ■ 令和6年度 文書指摘 1522 口頭指導 6567		私立幼稚園・認定こども園 件 ■ 令和5年度 ■ 令和6年度 文書指摘 25 口頭指導 711		
※ 認可外保育施設は昨年度、今年度とも文書指摘なし。				

3 検査結果（文書指摘及び口頭指導の内容）と改善への対応
（詳細はP 4 参照）

4 検査結果の分析と今後の対応

（1）私立認可保育所については、前年度より文書指摘が7件、口頭指導が2件増加した。

〔要因〕

園長会や個別確認等を通じた周知徹底により件数が減少した項目もあったが、園で発生した事故の所管への報告もれの件数が増えるなどしたため

〔対応〕

- ① 私立園長会にて指導検査結果を共有し、改善方法を周知徹底する。
- ② 巡回訪問時の機会を捉え改善状況を確認し、指導・支援の強化を図る。

（2）私立幼稚園・認定こども園については、前年度より文書指摘が3件、口頭指導が4件増加した。

〔要因〕

今年度は新たに検査対象となった園が多く、評価基準に達しない園があったため

〔対応〕

- ① 検査結果及び改善方法をまとめた資料を作成し、訪問機会等を利用し説明することで改善方法の周知徹底を図る。
- ② 巡回訪問時の機会を捉え改善状況を確認し、指導・支援の強化を図る。

検査結果と改善への対応

資 料

	文書指摘		口頭指導（主な項目）	
	具体的内容	指導内容	具体的内容	指導内容
私立 認可保育所	①区所管課が事故報告対象と通知した内容について十分な認識がされておらず、ヒアリハットの案件として園内処理を行い、区への報告がされていなかった。1 2件（6件）	①事故対応マニュアルに「区への報告」を追記、事故報告に関する区通知を職員へ周知徹底した上で、事故発生の際は施設所管課へ速やかに報告し、事故報告書を送付するよう指導した。	①1歳未満の乳児や新入园児について、仰向け寝の徹底が記録から確認できなかった。 2 3件（1 0件）	①国や都のガイドライン等に基づき作成した区の通知を示し、仰向けに寝かせるように施設全体で取り組むことを指導した。
	②子どもに対して声を荒げて注意したり、食事終了前に午睡のため部屋の照明を落とすなど、子どもの気持ちへの配慮に欠けた保育が行われていた。 5件（1件）	②子どもの人権について園内で学ぶ機会を設けることを含め、再発防止に向け、運営本部と施設とで組織的に取り組み、その結果をまとめた資料の提出を指導した。	②園から施設所管課へ提出された職員名簿について、一部が不正確なため施設所管課へ疑義の照会を行った。 1 1件（1 4件）	②施設所管課の指示に従い適切に処理するよう指導した。
	③プール活動や水を溜める遊びを行う場合は専任の監視員を配置するなど適切な監視体制を整える必要があるが、その体制が構築されていなかった。 2件（1件）	③水を溜める遊びでは専任の監視者を立てることをマニュアルに追記し、全職員への周知徹底を指導した。	③保育の質の向上のため、運営面や保育内容等について職員が評価・反省を行い、改善点を示す「施設の自己評価」を実施していたが、保護者に公表していなかった。 7件（4件）	③公表が必要であることを改めて説明した上で、園内に掲示する、各家庭へ配付するなど公表の仕方を具体的に指導した。
	④検査時において1歳未満の乳児及び新入园児について午睡時の仰向け寝が徹底されていなかった。 1件（1件）	④国や都のガイドライン等に基づき作成した区の通知を示し、仰向けに寝かせるように施設全体で取り組むことを指導した。	④指針（マニュアル）の一部について職員間で内容が共有がされていなかった。 3件（4件）	④マニュアルを早急に作成し提出すること、マニュアルを全職員に周知徹底し内容の共有を図ることを指導した。
	⑤園長が失念し、施設の自己評価を実施していなかった。 1件（1件）	⑤保育所保育指針に基づき、毎年施設の自己評価を実施及び公表することを指導した。		
	⑥保育所から法人本部等への貸付は年度内に補填する必要があるが、令和5年度決算の時点で法人本部への貸付金を補填していなかった。 1件（0件）	⑥貸付金の解消の方針を定める等、是正を図るよう指導した。		
私立幼稚園・ 認定こども園	①事故の発生を防止する委員会が園内に設置されておらず、事故発生を防止するための教職員に対する研修も定期的に実施されていなかった。 2件（1件）	①委員会を設置すること、委員会を定期的開催すること、他施設で発生した事例を検討するなどの研修を定期的に実施することを指導した上で、委員会及び研修の開催について資料の提出を指示した。	①子どもの人権を擁護し、虐待を防止するための職員に対する研修が実施されていなかった。 3件（0件）	①子どもの人権擁護や虐待防止をテーマにした外部の研修を受講したり、職員会議等で取り上げ問題点を議論するなど、教職員の意識向上を図るよう指導した。
	②運営規程の概要等を規定した重要事項が来園者等が見やすい場所に掲示されていなかった。 1件（1件）	②園内の見やすい場所へ重要事項を掲示するよう指導した。	②子どもの心身の状況や環境等を記録する幼稚園幼児指導要録が年長児以外作成されていなかった。 1件（1件）	②育ちの記録として年長児以外も作成するよう指導した。
	③園で提供された教育・保育について、提供した日、内容等、必要な事項の記録（保育日誌）が作成されていなかった 1件（0件）	③教育・保育の提供日、子どもの出欠数などと合わせて、子どもの具体的な活動の様子を記録し園長が確認の上、確認印を押し保管するよう指導した。	③証憑書類と帳簿の金額が相違していた。 1件（0件）	③今後に向けて現金出納簿を作成し、現金の移動を把握するよう指導した。
	④小学校や他の教育・保育機関へ子どもの情報を提供する際に必要な保護者の同意が、文書により得られていなかった。 1件（0件）	④事前に文書により保護者の同意を得るよう指導した。		

※ 文書指摘、口頭指導双方の具体的内容欄の数値は令和6年度検査で確認された件数（括弧書きは令和5年度）

子ども・子育て支援対策調査特別委員会情報連絡一覧表

件 名	内 容	日時及び場所	P R の方法																																		
1 令和6年度 保育従事者等 永年勤続褒賞 の贈呈について 所管課 【私立保育園課、 幼稚園・地域保育課】	保育従事者及び家庭的保育者等の意欲向上と事業に対する社会的評価の向上を図るため、成績優秀な永年勤続従事者に対して褒賞（褒状及び区内共通商品券の贈呈）を行った。 1 褒賞対象者 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>勤続 年数</th><th>R 5 年度</th><th>R 6 年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">保育士</td><td>5 年</td><td>96 名</td><td>122 名</td></tr> <tr> <td>10 年</td><td>30 名</td><td>42 名</td></tr> <tr> <td rowspan="2">保育 補助者等 ※1 ※2</td><td>5 年</td><td rowspan="2"></td><td>136 名</td></tr> <tr> <td>10 年</td><td>69 名</td></tr> <tr> <td rowspan="2">家庭的 保育者</td><td>10 年</td><td>8 名</td><td>7 名</td></tr> <tr> <td>20 年</td><td>2 名</td><td>1 名</td></tr> <tr> <td rowspan="2">家庭的 保育補助者 ※1</td><td>10 年</td><td rowspan="2"></td><td>16 名</td></tr> <tr> <td>20 年</td><td>1 名</td></tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td><td>136 名</td><td>394 名</td></tr> </tbody> </table> ※1 令和6年度から対象者に追加 ※2 保育施設で直接保育に従事し、雇用保険に加入している職員であれば資格は問わない（保育補助、調理員など）。 2 贈呈方法 保育施設又は事業者を通じて、褒賞対象者に贈呈	区 分	勤続 年数	R 5 年度	R 6 年度	保育士	5 年	96 名	122 名	10 年	30 名	42 名	保育 補助者等 ※1 ※2	5 年		136 名	10 年	69 名	家庭的 保育者	10 年	8 名	7 名	20 年	2 名	1 名	家庭的 保育補助者 ※1	10 年		16 名	20 年	1 名	合 計		136 名	394 名	1 保育士及び保育補助者等 (1) 認可保育所（私立・公設民営）及び、公設民営認可外施設 令和7年3月18日(火) 足立区役所 (2) 小規模保育事業・東京都認証保育所 令和7年3月4日(火)～6日(木) 足立区役所 2 家庭的保育者及び家庭的保育補助者 令和7年3月4日(火)～6日(木) 足立区役所	保育施設及び事業者、家庭的保育者等に通知
区 分	勤続 年数	R 5 年度	R 6 年度																																		
保育士	5 年	96 名	122 名																																		
	10 年	30 名	42 名																																		
保育 補助者等 ※1 ※2	5 年		136 名																																		
	10 年		69 名																																		
家庭的 保育者	10 年	8 名	7 名																																		
	20 年	2 名	1 名																																		
家庭的 保育補助者 ※1	10 年		16 名																																		
	20 年		1 名																																		
合 計		136 名	394 名																																		

子ども・子育て支援対策調査特別委員会情報連絡

令和7年4月24日

件名	学童保育室の整備予定について			
所管部課名	子ども家庭部学童保育課			
内 容	令和7年度の学童保育室の整備予定について、次のとおり報告する。			
	1 整備予定地域について			
	No	小学校地域 (各学区域)	学区域内 申請数	R6.5.1 時点 待機児童数
	1	綾瀬小・東綾瀬小地域	337	36
	2	千寿小・千寿桜小地域	255	25
	3	千寿本町小・千寿双葉小地域	229	32
	4	島根小・中島根小地域	200	19
	5	栗原小・西新井小地域	196	11
	6	江北小地域	183	24
	7	鹿浜未来小・鹿浜五色桜小地域	158	16
	8	足立小地域	99	5
	9	大谷田小地域	90	13
	10	梅島小地域	74	11
	11	竹の塚小地域	63	4
	合計	1,884	196	
2 整備方針について				
(1) 校内学童保育室の整備				
ア 学童の需要が見込まれる地域内の小学校内学童保育室の新設及び既存施設の受入拡大を実施する。				
イ 特に、校内学童保育室がない小学校を優先に実施する。				
(2) 民設学童保育室の誘致				
ア 令和7年度に学童保育室の受入拡大を実施した小学校（綾瀬小・江北小・千寿小）の地域は民設学童保育室を誘致していく。				
イ 学童の需要が見込まれる地域内の小学校内学童保育室の整備が難しい地域に民設学童保育室の誘致を実施する。				